# 随意契約可能事業者(障害者就業支援団体)募集要項

本市では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、市の役務調達において随意契約ができる事業者として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設、同条第２５項に規定する地域活動支援センター、同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第１４項に規定する就労移行支援又は同条第１５項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）には該当しないが、実態としてこれらの施設等と同様に障害者に対して就労機会の確保や組織的提供を行っている団体(以下「障害者就業支援団体」という)の認定申請を受け付けます。

１．受付期間及び提出先

○受付期間　　令和8年12月1日（火）から令和8年12月18日（金）まで
郵送または直接持参にて申請してください。
※直接持参の場合は、土・日・祝を除く9時から17時30分まで

○提出先　　市庁舎8階7番　福祉部　障害者支援室　障害施策推進課

２．対象者

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき随意契約が可能である障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設、同条第２５項に規定する地域活動支援センター、同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第１４項に規定する就労移行支援又は同条第１５項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）には該当しないが、実態としてこれらの施設等と同様に障害者の就労機会の確保等の活動を行っている事業者。

３．認定基準

１．障害者就業支援団体として認定を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　東大阪市内に主たる営業所を置く法人。

（２）　定款、寄附行為、会則、活動方針等に、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日号法律第123号）第4条第1項に規定する障害者に対する就業の機会の確保及び組織的提供について明記されていること。

（３）　営利、非営利を問わず、適切な業務遂行能力を有すること。

（４）　個人情報の取り扱いについて適切な定めがあること。

（５）　労働関係法令が遵守されていること。

（６）　適切な会計管理が行われていること。

（７）　認定を申請する日時点において、引き続き2年以上事業を営んでいること。

２．前号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は認定しない。

（１） 経営状態が不健全であると認められる者。

（２） 業務に関し、法令上必要な要件を備えていない者。

（３） 直近２年間の国税、都道府県税、市町村税、社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金)及び労働保険料(雇用保険料及び労災保険料)等に未納がある者。

（４） 東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第２号）第２条第１項第１号から第３号に該当する者。

（５） 東大阪市入札参加停止要綱（平成23年4月1日施行）において入札参加停止措置中の者。

４．有効期間

認定の日から１年間(翌年度の３月 31 日まで)

更新手続きは、認定申請と同様です。

５．発注の対象となる業務

役務サービス　など

【業務例】　屋内外の清掃、筆耕など

６．申請書類及び関係書類

| No | 提出書類 | 複写 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 申請書・別表１・別表２ | | 別表２は、同様の様式であれば可 |
| 2 | 法人登記簿謄本 | 可 | 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 |
| 3 | 定款、寄附行為、会則、活動方針のいずれか | 可 | 障害者に対する就業の機会の確保及び組織提供について明記されていること。 |
| 4 | 納税証明書<br>(国税) | 可 | 様式その３の３　※他様式不可 |
| 5 | 納税証明書<br>(都道府県税) | 可 | 直近２年分(法人事業税、法人都道府県民税)<br>未納が無い証明でも可 |
| 6 | 納税証明書<br>(市町村税) | 可 | 本庁舎３階納税課において、「市税全般に渡って滞納がない証明書」を交付してもらってください。<br>使用用途：随意契約可能事業者の認定申請のため |
| 7 | 決算報告書<br>(貸借対照表・損益計算書) | 可 | 直近２年分<br>※NPO 法人の場合は、損益計算書の代わりに活動計算書でも可 |
| 8 | 社会保険料<br>領収書(納付書控え) | 可 | 直近２年分の納付がわかる書類 |
| 9 | 労働保険料<br>領収書(納付書控え) | 可 | 直近２年分の納付がわかる書類 |
| 10 | 誓約書①（様式第１号） | | 個人情報保護方針、労働関係法令遵守などにかかる誓約書 |
| 11 | 誓約書②（様式第２号） | | 土地家屋および償却資産のうち両方またはどちらかについて、課税が無く、証明書が発行されない場合は、誓約書②を提出してください。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 12 | 誓約書③(様式第 3 号) | | 暴力団排除に関する誓約書 |
| 13 | 障害者雇用状況計算書兼現況届出書(様式第 4 号) | | 重度障害者多数雇用事業所のみ提出してください。 |
| 14 | 共同受注窓口調書（様式第 5 号） | | 共同受注窓口のみ提出してください。 |

※「1.申請書・別表 1・別表 2」、「10～14」はウェブサイトからダウンロードできます。

7．問い合わせ・提出先

東大阪市役所　福祉部　障害者支援室　障害施策推進課

電話：06(4309)3183　ファクス：06(4309)3185